



発行 新潟県

第 71 号

平成25年9月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

55 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)

告 示

- 1081 公立大学法人の設立、定款の変更及び解散の認可基準(大学・私学振興課)
- 1082 軽油引取税免税証の亡失届(税務課)
- 1083 内水面における漁業権の免許(水産課)
- 1084 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1085 公共測量の実施通知(監理課)
- 1086 公共測量の実施通知(監理課)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)

選挙管理委員会告示

52 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

規 則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第55号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和52年新潟県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第16号様式</b> (第19条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">収入証紙貼付欄</div> <p style="text-align: center;">犬又は猫の引取申請書</p> <p>(略)</p> <p>私は、やむを得ず次の動物を飼養できなくなったので、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、引取りを申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">(略) 犬・猫</div> <p>(略)</p>	<p><b>第16号様式</b> (第19条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">収入証紙はり付け欄</div> <p style="text-align: center;">犬又はねこの引取申請書</p> <p>(略)</p> <p>私は、やむを得ず次の動物を飼養できなくなったので、動物の愛護及び管理に関する法律第18条第1項の規定により、引取りを申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;">(略) 犬・ねこ</div> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1081号

新潟県内の市町村が公立大学法人の設立、定款の変更及び解散する場合の認可にかかる基準については、以下のとおり定める。

平成25年9月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

第1 公立大学法人の設立を認可する場合

公立大学法人の設立の認可については、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

- (1) 名称に公立大学法人という文字が用いられていること。
- (2) 役員については、次に定める基準に適合していること。
  - ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。
  - イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。
- (3) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。
  - ア 公立大学法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。
  - イ 出資が、地方公共団体に限られていること。
  - ウ 設立団体(法第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)が、公立大学法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
  - エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価格が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
  - オ 法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人である公立大学法人に承継される権利に係る財産の価格は、当該公立大学法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価格であること。
- (4) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

- (5) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。
  - (6) 定款は、法第69条の規定を踏まえ、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に配慮したものとなっていること。
  - (7) 学長を理事長と別に任命する場合については、その旨を定めていること。
  - (8) 法第71条第3項に規定する選考機関については、当該選考機関の構成員に関する事項及び当該選考機関の議事の手続に関する事項その他当該選考機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
  - (9) 学長となる理事長が2以上の大学の学長となる場合の大学ごとに設置される選考機関の代表者で構成する会議については、当該会議の構成員に関する事項及び当該会議の議事の手続に関する事項その他当該会議の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
  - (10) 公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長となる場合については、当該公立大学法人の成立後最初の学長となる理事長の任命に関する手続を定めていること。
  - (11) 学長を理事長と別に任命する場合については、学長を別に任命する大学の学長の当該大学設置後最初の任命に関する手続を定めていること。
  - (12) 公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を定めていること。
  - (13) 経営審議機関については、経営審議機関の構成員に関する事項及び経営審議機関の審議事項に関する事項その他経営審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
  - (14) 教育研究審議機関については、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教育研究審議機関の審議事項に関する事項その他教育研究審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
  - (15) 業務については、法第21条第2号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
- 2 公立大学法人の定款において設置することとしている大学又は大学及び高等専門学校が確実に見込まれていること。

第2 公立大学法人の定款の変更を認可する場合

公立大学法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。
- 2 第1の1に定める基準に適合していることのほか、その定款の変更において設置することとしている大学又は高等専門学校の設置が確実に見込まれていること。

第3 公立大学法人の解散を認可する場合

公立大学法人の解散の認可については、法その他の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

◎新潟県告示第1082号

新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする

平成25年 9 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100 リットル	N04585055 N04585056	2	新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山884-3 株式会社 シブヤ 諏訪山給油所

◎新潟県告示第1083号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11号第1項の規定により、内水面における漁業権の免許の内容となる事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業についてはその関係地区を次のとおり定めた。

なお、関係の漁場図は、新潟県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 9 月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区(共同漁業権)

## ◎漁業権公示番号 内共第1号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

村上市地内（大川）

## (3) 漁場の区域

村上市府屋地内国道7号府屋大橋下流端から下流30メートルの線から上流の大川及びその支川の区域

## (4) 関係地区

村上市府屋、岩崎、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、寒川及び越沢

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第2号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

村上市地内（勝木川）

## (3) 漁場の区域

村上市寝屋地内国道345号新八幡橋下流端から下流30メートルの線から上流の勝木川及びその支川の区域

## (4) 関係地区

村上市府屋、岩崎、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、寒川及び越沢

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第3号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

村上市地内（三面川）

## (3) 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結んだ線から上流の三面川及びその支川の区域

基点第1号 村上市岩ヶ崎字多岐山地内多岐神社鳥居側に設置した新潟県漁場基点第6号

基点第2号 三面川河口突堤最先端

## (4) 関係地区

村上市羽黒町、長井町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、細工町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、南町1丁目、南町2丁目、山居町1丁目、山居町2丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町4丁目、飯野西、飯野1丁目、飯野2丁目、飯野3丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原、岩船上町、瀬波温泉3丁目、八日市、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、松波町、瀬波新田町、学校町、瀬波温泉2丁目、松原町1丁目、松原町2丁目、松原町3丁目、松原町4丁目、岩船、岩船上浜町、浜新田、松山、下渡、羽下ヶ淵、滝の前、山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、東興屋、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、菅沼、鋳物師、大関、大栗田、高平、岩ヶ崎、柏尾、大場沢、熊登、古渡路、あけぼの、小川、十川、下新保、笹平、釜杭、小揚、岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田、高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢、寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、檜原、板屋越、塩野町、松岡、早稲田、小須戸、荒沢及び大須戸

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、3か統以内とする。

## ◎漁業権公示番号 内共第4号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

村上市、岩船郡関川村及び胎内市地内（荒川）

## (3) 漁場の区域

村上市と胎内市との境界から上流新潟県と山形県との境界に至る荒川及びその支川の区域。ただし、村上市海老江地内港橋上流端から上流120メートルの線から上流の乙大日川を除く。

(4) 関係地区

村上市松沢、飯岡、河内、南大平、指合、有明、上助淵、七湊、小岩内、川部、葛籠山、平林、宿田、牛屋、福田、北新保、塩谷、南田中、牧目、今宿、大塚、小口川、貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、坂町、藤沢、山口、羽ヶ榎、佐々木、金屋、鳥屋、大津、中倉、長政、荒屋、海老江及び岩船郡関川村

(5) 制限又は条件

やな漁業は、2か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第5号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

胎内市地内（胎内川）

(3) 漁場の区域

胎内市地内国道113号胎内大橋上流端から上流の胎内川及びその支川の区域

(4) 関係地区

胎内市

(5) 制限又は条件

やな漁業は、1か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第6号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

北蒲原郡聖籠町、新発田市及び胎内市地内（加治川）

## (3) 漁場の区域

次の基点第3号とアとを結んだ線から上流の加治川及びその支川の区域

基点第3号 北蒲原郡聖籠町次第浜地先次第浜地区船溜場船舶出入口上流端（加治川左岸）

ア 基点第3号から65度の線と対岸との交差点

## (4) 関係地区

新発田市五十公野、板山、丑首、大槻、大手町3丁目、大友、岡田、小戸、小見、上三光、上寺内、上館、上羽津、蔵光、島潟、下三光、下寺内、下新保、下高関、下内竹、下中、下中山、下羽津、城北町1丁目、城北町2丁目、城北町3丁目、新富町1丁目、新富町2丁目、新富町3丁目、菅谷、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町5丁目、諏訪町1丁目、曾根、大栄町1丁目、大栄町2丁目、大栄町3丁目、大栄町4丁目、滝、田貝、中央町4丁目、敦賀、東新町1丁目、東新町2丁目、富塚2丁目、虎丸、中川、中田町1丁目、中曾根町1丁目、西園町1丁目、西園町3丁目、西姫田、則清、早道場、日渡、舟入町2丁目、麓、本町1丁目、本町3丁目、本町4丁目、本間新田、松岡、三日市、御幸町1丁目、御幸町3丁目、宮古木、山内、山崎、豊町3丁目、豊町4丁目、米倉、真野原、真野原外、米子及び月岡

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、2か統以内とする。

## ◎漁業権公示番号 内共第7号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

新潟市北区、阿賀野市、北蒲原郡聖籠町及び新発田市地内（新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟）

## (3) 漁場の区域

次の基点第4号とイとを結んだ線から上流の新井郷川分水路、新井郷川、福島潟及びその支川の区域と1号排水溝及び大荒川からの分派点から下流福島潟への流入点までの大通川の区域。ただし、派川新井郷川分水路、派川加治川、通称胡桃山放水路、福島潟放水路、新発田川放水路、太田川との合流点から上流の新発田川、新潟市北区上堀田地内上堀田橋上流端から上流の駒林川、新発田市戸板沢地内旭橋上流端から上流の松岡川及び新発田市月岡温泉と同市荒川の境界から下流135mにある農道橋上流端から上流の荒川、新潟市北区上堀田地内上大月・平林1号橋上流端から上流の1号排水溝を除く。

基点第4号 新潟市北区松浜町3500番地地先海岸護岸西端（新井郷川分水路右岸）

イ 基点第4号から252度の線と対岸との交差点

## (4) 関係地区

新潟市東区紫竹、津島屋、北区松浜新町、名目所1丁目、西名目所、濁川、内島見、浦ノ入、太田、神谷内、嘉山、嘉山4丁目、嘉山5丁目、川西1丁目、川西3丁目、木崎、兄弟堀、葛塚、笹山、島見町、下大谷内、上土地亀、下土地亀、新鼻、高森新田、月見町、鳥屋、樋ノ入、長戸路、長場、白新町2丁目、早通、早通北、早通南5丁目、仏伝、前新田、前新田沖、前新田沖小形、美里2丁目、柳原1丁目、柳原4丁目、横井、新発田市飯島、上中沢、砂山、鳥穴、荒町、乙次、竹俣万代、三ッ樹、福島及び乗廻

## ◎漁業権公示番号 内共第8号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

新潟市北区、東区、江南区、秋葉区、阿賀野市、五泉市、加茂市及び東蒲原郡阿賀町地内（阿賀野川）

## (3) 漁場の区域

次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支川の区域  
基点第5号 新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角

ウ 基点第5号から278度の線と対岸との交差点

## (4) 関係地区

新潟市北区松浜みなと、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜8丁目、松浜本町1丁目、松浜本町3丁目、松浜新町、三軒屋町、新元島町、濁川、名目所2丁目、名目所3丁目、西名目所、樋ノ入、大久保、太田、嘉山、大迎、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、早通南5丁目、森下、新潟市東区根室新町、津島屋1丁目、津島屋2丁目、津島屋3丁目、津島屋4丁目、津島屋5丁目、一日市、本所1丁目、本所2丁目、大形本町、新松崎、白銀、上木戸、栗山、新川、江南区横越上町2丁目、亀田向陽1丁目、木津1丁目、木津3丁目、小杉2丁目、小杉3丁目、小杉4丁目、小杉5丁目、沢海1丁目、沢海3丁目、横越中央2丁目、横越中央4丁目、横越中央5丁目、横越中央6丁目、横越中央7丁目、二本木1丁目、二本木3丁目、二本木4丁目、横越東町1丁目、横越東町2丁目、秋葉区安部新、市新、金屋、北、北上1丁目、北上2丁目、下興野町、下新、新郷屋、善道町2丁目、大蔵、田家、七日町、新津東町1丁目、新津緑町、満願寺、山谷町2丁目、阿賀野市、五泉市及び東蒲原郡阿賀町

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、8か統以内とする。

## ◎漁業権公示番号 内共第9号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

新潟市江南区及び中央区地内（栗ノ木川及び鳥屋野潟）

## (3) 漁場の区域

新潟市江南区亀田大月3丁目、新潟市江南区山ニッ地内月見橋下流端から新潟市中央区紫竹山地内排水せきに至る栗ノ木川、鳥屋野潟及び清五郎潟の区域。ただし、鳥屋野潟にあつては中央区神道寺字鳥屋野潟439、440、441、442、443、高志1丁目1510の11511、小張木3丁目24、25、小張木字鳥屋野潟縁349の



2、349の3、349の4、349の5、349の6、349の7、349の8、349の9、349の10、349の11、349の12、349の13、349の14、349の22、桜木町45の1、45の5、45の6、45の7、175の4、175の8、438、1301の2、1311の9、1311の26、1311の38、1311の39、1333の3、1394の5、1394の6、1394の7、1394の8、1394の9、1394の33、1394の34、1396の2、3612の2、3613の2、3614の1、3614の2、3615、3618の1、3618の2、3619の1、3619の2、3619の3、3620の1、3620の2、3620の3、3640の4、3622の1、3623の1、3623の2、3623の4、3623の7、3623の8、3623の9、3624の1、3624の2、3624の3、3624の4、3624の5、3624の6、3624の7、3624の8、3625、3630の1、3630の2、3631の1、3631の2、3632の2、3632の3、3632の4、3632の5、3633の6、3633の7、3633の8、3633の9、3633の10、3633の12、3634の1、3634の3、3634の4、3634の5、3635、3636の2、3636の3、3636の4、3636の5、3636の6、3637の1、3638の1、3638の2、3639の1、3639の2、紫竹山字鳥野378の2、415の2、415の3、416の1、416の2、紫竹山字鳥屋野潟762、763、764の1、764の2、清五郎川東237の2、清五郎字鳥屋野潟乙770、乙771、乙772、乙773、乙774、乙775、乙776、乙777、乙778、乙779、乙780、乙782、乙799の1、乙799の2、乙799の3、乙799の4、乙799の5、乙799の6、乙799の7、乙799の13、乙799の15、曾川字鳥屋野潟甲3653、甲3654、甲3659、甲3663、甲3678、太右エ門新田字鳥屋野潟471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、俵柳字鳥屋野潟780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、鳥屋野潟字鴨田745の1、鳥屋野潟字鳥屋野潟731、732の1、732の2、732の3、733、734、735の1、736の1、736の2、736の3、736の4、736の5、736の6、736の7、736の8、736の9、736の10、736の11、736の12、736の13、737の1、740の1、741の1、743の1、743の2、743の3、743の4、743の5、743の6、744の1、744の2、744の3、748の1、748の2、748の3、748の4、748の5、749の1、749の2、750、751の1、752の1、長潟1丁目1287の1、1287の2、1287の3、1287の4、1287の子、1292、1293の1、1293の2、1294、1295の1、1295の2、1295の3、乙783、乙784の1、乙784の2、乙785の1、乙785の2、乙785の4、乙785の5、乙787の1、乙787の2、乙789の1、乙789の3、乙789の4、乙789の5、乙790の1、乙790の2、乙790の3、乙791、乙792の1、乙792の2、乙793、乙794の1、乙794の2、乙794の3、乙794の4、乙794の5、乙794の6、乙794の7、乙794の9、乙794の10、乙794の11、乙794の12、乙794の13、乙794の14、乙794の15、乙794の16、乙794の17、乙794の18、乙794の19、乙794の20、乙794の21、乙794の22、乙794の23、乙794の24、乙794の25、乙794の26、乙794の27、乙794の28、乙794の29、乙794の30、乙794の31、乙794の32、乙794の33、乙794の34、乙794の35、乙794の36、乙794の37、乙794の38、乙794の39、乙794の40、乙794の41、乙794の42、乙794の43、乙794の44、乙794の45、乙794の46、乙794の47、乙794の48、乙794の49、乙794の51、乙794の52、乙794の53、乙794の54、乙794の55、乙794の56、乙794の57、乙794の58、乙794の59、乙794の60、乙794の61、乙794の62、乙794の63、乙794の64、乙794の65、乙794の66、乙794の67、乙794の68、乙794の69、乙794の70、乙794の71、乙794の72、乙794の73、乙794の74、乙794の75、乙794の76、乙794の77、乙794の78、乙794の79、乙794の80、乙797、乙799の8、乙799の9、乙799の10、乙799の11、乙799の12、乙799の14、乙800、乙801、乙802、乙803、乙804、乙805、乙806、乙807、乙808、乙809、乙810、乙811、乙812、乙813、乙814、乙815、乙816、乙817、乙818、乙819、乙820、乙821、乙822、乙823、乙824、乙825、乙826、乙827、乙828、長潟大場723の1、760の4、弁天橋通1丁目1512、丸潟新田字鳥屋野潟縁1508、女池字鳥屋野潟3606、3610、3641、女池南3丁目344の2、344の3、344の4、344の5、345、3520の乙丑、3557の2、3558の2、3558の3、3558の4、3559の1、3560の1、3561の1、3596の1、3597の1、3600の1、3601の1、3604、3611の1、3611の2、3611の丙、江南区楚川字鳥屋野潟甲1254、甲1255、甲1256、甲1257及び鳥屋野潟放水路を除く。

(4) 関係地区

新潟市中央区姥ヶ山、上沼、小張木、紫竹山、清五郎、長潟、女池、江南区亀田長潟及び鍋潟新田

## ◎漁業権公示番号 内共第10号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

新潟市西区地内(御手洗潟)

## (3) 漁場の区域

新潟市西区赤塚地内御手洗潟

## (4) 関係地区

新潟市西区赤塚

## ◎漁業権公示番号 内共第11号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

新潟市西区地内(佐潟及び上佐潟)

## (3) 漁場の区域

新潟市西区赤塚地内佐潟及び上佐潟

## (4) 関係地区

新潟市西区赤塚

## ◎漁業権公示番号 内共第12号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

新潟市中央区、西区、江南区、南区、秋葉区、西蒲区、燕市、加茂市、三条市、南蒲原郡田上町、長岡市、見附市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、十日町市及び中魚沼郡津南町地内(信濃川)

## (3) 漁場の区域

新潟市中央区地内昭和大橋上流端から上流新潟県と長野県との境界に至る信濃川及びその支川の区域。た

だし、次の支川を除く。関屋分水路、新潟市地内信濃川大橋下流端から上流の鷲ノ木大通川、新潟市秋葉区、江南区地内JR東日本信越線下り鉄橋下流端から上流新潟市秋葉区、江南区地内小阿賀橋上流端までの小阿賀野川、覚路津大通川、東大通川、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栖吉川、柿川及び長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の渋海川

## (4) 関係地区

新潟市北区高森新田、中央区鑑西2丁目、網川原2丁目、有明大橋町、入船町1丁目、姥ヶ山3丁目、姥ヶ山5丁目、近江1丁目、近江3丁目、上沼、近江、学校町通3番町、上所上1丁目、上所中1丁目、川端町3丁目、窪田町3丁目、幸町、幸西4丁目、下所島1丁目、下所島2丁目、関新1丁目、関南町、出来島1丁目、天神尾1丁目、沼垂西、二葉町3丁目、文京町、堀之内南2丁目、堀割町、女池3丁目、女池上山1丁目、女池北1丁目、本馬越、堀之内南2丁目、下所島二丁目、女池三丁目、弥生町、西蒲区五之上、門田、東区河渡3丁目、紫竹、津島屋3丁目、豊二丁目、江南区天野、天野1丁目、天野2丁目、嘉木、曾野木2丁目、太右エ門新田、舞潟、花ノ牧、酒屋町、曾川、西区青山、青山1丁目、青山5丁目、板井、浦山1丁目、浦山2丁目、大野町、木場、黒鳥、小新、小新西3丁目、坂井砂山2丁目、坂井東2丁目、関屋堀割町、立仏、寺地、鳥原、山田、五十嵐1の町、平島、秋葉区市之瀬、大秋、覚路津、車場1丁目、蕨曾根、新津四ツ興野、小須戸、南区味方、吉江、下曲通、赤渋、茨曾根、鋳物師興野、臼井、瀬ヶ通、小蔵子、下八枚、十二道島、上下諏訪木、庄瀬、大郷、中小見、中山、鍋潟、新飯田、西酒屋、西白根、能登、菱潟、白根日の出町、山崎興野、鷲ノ木新田、燕市、加茂市、三条市、南蒲原郡田上町、見附市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、十日町市及び中魚沼郡津南町

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、魚野川及びその支川については8か統以内、魚沼橋より上流の信濃川及びその支川については2か統以内とし、その他の区域では行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第13号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

魚沼市地内（北ノ又川、恋ノ岐沢）

## (3) 漁場の区域

次の基点第6号とエとを結んだ線から上流の北ノ又川及びその支川（奥只見湖を含む。）、基点第7号と基点第8号とを結んだ線から上流の恋ノ岐沢及びその支川（奥只見湖を含む。）の区域

基点第6号 魚沼市湯之谷芋川仕入沢国有林64林班に設置した標柱

基点第7号 魚沼市湯之谷芋川恋ノ岐国有林68林班に設置した標柱

基点第8号 魚沼市湯之谷芋川恋ノ岐国有林65林班に設置した標柱

エ 基点第6号から192度15分の線と対岸との交差点

## (4) 関係地区

魚沼市井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、蓑和田、湯之谷芋川、宇津野、下折立、上折立、折立又新田及び大湯温泉

◎漁業権公示番号 内共第14号（福島県との共有漁場）

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

魚沼市地内（只見川）

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第9号とオとを結ぶ線から下流基点第10号とカとを結ぶ線までの只見川及びその支川の新潟県の区域。ただし、福島県南会津郡檜枝岐村地内袖沢と只見川との合流点から上流魚沼市湯之谷及び福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所堰堤の上流500メートルの線までの区域並びに内共第13号の漁場の区域を除く。

基点第9号 新潟県、福島県及び群馬県の境界点（沼尻川左岸）

オ 基点第9号から110度の線と対岸との交差点

基点第10号 新潟県と福島県との境界点（只見川左岸）

カ 基点第10号から90度の線と対岸との交差点

(4) 関係地区

魚沼市井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、蓑和田、湯之谷芋川、宇津野、下折立、上折立、折立又新田、大湯温泉並びに福島県南会津郡檜枝岐村及び只見町

◎漁業権公示番号 内共第15号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

柏崎市、刈羽郡刈羽村、十日町市及び上越市大島区地内（鯖石川）

(3) 漁場の区域

柏崎市地内安政橋下流端から上流の鯖石川及びその支川の区域

(4) 関係地区

柏崎市及び刈羽郡刈羽村

(5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第16号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

柏崎市地内（鶴川）

## (3) 漁場の区域

柏崎市地内八坂橋下流端から上流の鶴川及びその支川の区域

## (4) 関係地区

柏崎市（高柳町岡田、高柳町岡野町、高柳町高尾、高柳町漆島、高柳町荻ノ島、高柳町門出、高柳町栃ヶ原、高柳町山中、高柳町石黒、高柳町田代、西山町坂田、西山町二田、西山町鬼王、西山町黒部、西山町長嶺、西山町後谷、西山町西山、西山町和田、西山町新保、西山町五日市、西山町内方、西山町大坪、西山町北野、西山町妙法寺、西山町中央台、西山町緑が丘、西山町田沢、西山町藤掛、西山町池浦、西山町礼拝、西山町鎌田、西山町下山田、西山町伊毛、西山町上山田、西山町尾野内、西山町灰爪、西山町別山、西山町石地、西山町尾町、西山町大津、西山町大崎、西山町甲田及び西山町浜忠を除く。）

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第17号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

上越市、上越市浦川原区、安塚区、大島区、牧区、三和区、清里区、板倉区、中郷区及び妙高市地内（関川及び保倉川）

## (3) 漁場の区域

上越市地内関川と保倉川との合流点から上流の関川（保倉川を含む。）及びその支川の新潟県の区域（妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流及び氷沢川を除く）。ただし、にじます漁業及びやまめ漁業にあつては、妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及びその支川の区域、上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端から上流の矢代川及びその支川の区域、妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域、上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域、妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上

流端から上流の片貝川及びその支川の区域、妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域、妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域、上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域、上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域、上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域、上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域に限る。

## (4) 関係地区

妙高市、上越市中郷区、板倉区、清里区、三和区、頸城区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区及び上越市（長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、鍛冶免分、立花、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、西横山、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾、上宇山、下宇山、諏訪分、上綱子、中ノ俣及び後谷を除く。）

## ◎漁業権公示番号 内共第18号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

妙高市、長野県上水内郡信濃町及び長野市地内（関川）

## (3) 漁場の区域

妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業及びやまめ漁業にあつては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの間の関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域に限る。

## (4) 関係地区

妙高市杉野沢、関川、田口、兼俣、蔵々、毛祝坂、田切、二俣、赤倉並びに長野県上水内郡信濃町、飯綱町、長野市戸隠、戸隠豊岡、戸隠栃原、戸隠祖山、豊野町、中野市及び下高井郡山ノ内町

## ◎漁業権公示番号 内共第19号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

上越市地内（桑取川）

## (3) 漁場の区域

上越市有間川地内国道8号有間川大橋下流端から上流の桑取川及びその支川の区域

## (4) 関係地区

上越市長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、鍛冶免分、花立、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、西横山、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾、上宇山、下宇山、諏訪分、上綱子、中ノ俣及び後谷

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第20号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

糸魚川市地内（能生川）

## (3) 漁場の区域

糸魚川市能生地内国道8号能生大橋下流端から下流30メートルの線から上流の能生川及びその支川の区域

## (4) 関係地区

糸魚川市徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、槇、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鶯尾、大王、木浦、鬼舞及び鬼伏

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、2か統以内とする。

## ◎漁業権公示番号 内共第21号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

糸魚川市地内（早川）

## (3) 漁場の区域

次の基点第11号とキとを結んだ線から上流の早川及びその支川の区域

基点第11号 糸魚川市梶屋敷地内早川左岸護岸の下流端

キ 基点第11号から51度30分の線と対岸との交差点

## (4) 関係地区

糸魚川市（徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、槇、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鶯尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。）

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第22号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

糸魚川市地内（海川）

(3) 漁場の区域

次の基点第12号と基点第13号とを結んだ線から上流の海川及びその支川の区域

基点第12号 糸魚川市竹ヶ花地内海岸護岸西端（海川右岸）

基点第13号 糸魚川市押上2丁目地内海岸護岸東端（海川左岸）

(4) 関係地区

糸魚川市（徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、榎、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鷺尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。）

(5) 制限又は条件

やな漁業は、1か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第23号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

糸魚川市地内（姫川）

(3) 漁場の区域

次の基点第14号と基点第15号とを結んだ線から上流の姫川及びその支川の新潟県の区域。ただし、姫川と蒲原沢との合流点から下流糸魚川市大所、長野県北安曇郡小谷村大字鎌倉山地内JR西日本大糸線第6鉄橋上流端に至る姫川本川の区域を除く。

基点第14号 糸魚川市寺島地内姫川港護岸西端（姫川右岸）

基点第15号 糸魚川市須沢地内姫川港護岸東端（姫川左岸）

(4) 関係地区



糸魚川市（徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、槇、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鷺尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。）

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第24号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

佐渡市地内（国府川）

## (3) 漁場の区域

次の基点第16号とクとを結んだ線から上流の国府川及びその支川の区域。ただし、新穂川については、佐渡市上新穂地内新穂ダム並びに新穂ダムより上流の新穂川及びその支川を除き、新穂ダム余水吐のウォータークッションを含む。

基点第16号 佐渡市八幡字浜2110番地の11地先官有地（国府川右岸）に設置した標柱

ク 基点第16号から170度の線と対岸との交差点

## (4) 関係地区

佐渡市沢根、金丸、四日町、真野新町、真野大川、平清水、泉、千種、金井新保、貝塚、飯持、宮川、大久保、小倉、栗野江、目黒町、新穂瓜生屋、新穂北方及び新穂

## (5) 制限又は条件

やな漁業は、行ってはならない。

## ◎漁業権公示番号 内共第25号

## (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

## (2) 漁場の位置

佐渡市地内（羽茂川）

## (3) 漁場の区域

次の基点第17号と基点第18号とを結んだ線から上流の羽茂川及びその支川の区域

基点第17号 佐渡市羽茂大橋3387地内雨水排水溝西端（羽茂川左岸）

基点第18号 佐渡市羽茂漁港護岸堤防－5東端（羽茂川右岸）

## (4) 関係地区

佐渡市羽茂滝平、羽茂大崎、羽茂飯岡、羽茂上山田、羽茂本郷、羽茂小泊、上川茂、下川茂及び小木町

- (5) 制限又は条件  
やな漁業は、行ってはならない。
- 2 免許予定日  
平成26年1月1日
- 3 申請期間  
平成25年9月17日から平成25年11月1日午後5時まで
- 4 存続期間  
平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 5 申請書提出先  
新潟県農林水産部水産課

---

**◎新潟県告示第1084号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市及び西蒲原郡弥彦村の一部を受益地域とする県営上泉地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月10日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成25年9月11日から平成25年10月10日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟市西蒲区役所及び西蒲原郡弥彦村役場
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

---

**◎新潟県告示第1085号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量等）
- 2 作業期間 平成25年8月7日から平成25年12月10日まで
- 3 作業地域 長岡市及び小千谷市内

---

**◎新潟県告示第1086号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（柏崎地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年9月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業（一般）西山内郷（別山換地区）地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年9月4日から平成26年3月7日まで

3 作業地域 柏崎市西山町別山 地内

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び南魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成25年9月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ユースポ！
- 3 代表者の氏名  
木村 和哲
- 4 主たる事務所の所在地  
南魚沼郡湯沢町大字神立628番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、子どもたちや高齢者、また働く世代や子育て世代など多世代に対して、運動・スポーツ及び文化活動に気軽に参加できる環境を整備し、笑顔あふれる健康なまちづくりに貢献することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (3) 社会教育の推進を図る活動
  - (4) まちづくりの推進を図る活動
  - (5) 子どもの健全育成を図る活動
  - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年9月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
38,904
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
343,150
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

---

新潟市北区	20,998
新潟市東区	38,052
新潟市中央区	48,877
新潟市江南区	18,892
新潟市秋葉区	21,471
新潟市南区	12,861
新潟市西区	43,046
新潟市西蒲区	16,808
長岡市三島郡	78,110
上越市	54,963
三条市	28,208
柏崎市刈羽郡	26,086
新発田市北蒲原郡	31,784
小千谷市	10,520
加茂市南蒲原郡	11,881
十日町市中魚沼郡	19,193
見附市	11,622
村上市岩船郡	20,296
燕市西蒲原郡	24,958
糸魚川市	13,076
妙高市	9,771
五泉市東蒲原郡	18,927
阿賀野市	12,486
佐渡市	17,259
魚沼市	11,006
南魚沼市南魚沼郡	18,568
胎内市	8,688